# 会 議 録

会議の名称	平成31年 第2回 春日部市農業委員会 総会			
開催日時	平成31年2月27日(水)	開 会 午前10時05分 閉 会 午前11時05分		
開催場所	春日部市役所2階全員協議会室	,		
議長氏名	会 長 齋藤 敏夫			
	( 出席人数:18人 )			
		11 伊藤 弘子		
	2 齋藤 千松	12 横井 貞夫		
	3 鈴木 宏	13 折原 みち子		
	4 水口 健二	14 前島 喜一		
	5 小川 利雄	15 小澤 治夫		
農業委員会委員	6 髙髙 公彦	16 内田 髙由		
	7 萩原 勝	17 小久保 静夫		
	8 星野 治三郎	18 市川 大倫		
	9 渡邉 幸夫	19 齋藤 敏夫		
	10 山﨑 勇喜			
	欠席			
	1 川鍋 信一			
	(出席人数:5人)			
	農業委員会事務局長	農業委員会事務局次長		
	前島 清史 金子 昌行			
事務局	農地振興担当主幹	農地振興担当主査		
	藤浪 一夫	中澤ますみ		
	農地振興担当主事			
	堀井 喬			
	(出席人数:2人)			
市長部局	環境経済部農業振興課課長	都市整備部開発調整課長		
	福井 聖士	古谷 悦夫		
農地利用最適化 推進委員	金重 一夫・濵野 國雄・石井	茂・田口 守		

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	議案第2号 議案第3号 議案第4号	号農地法第3条(委員会)について:公開 号農地法第5条(知事)について:公開 号租税特別措置法適格者証明について:公開 号生産緑地の取得の斡旋について:公開 号農地利用最適化推進委員の辞任について:公開
一部公開・非公開の場合はその理由	□ 要綱第	3条第1号該当: 3条第2号該当: 3条第3号該当: 3条第4号該当:
配布資料	次第、議簿	案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書
会議録の作成方法		ープ等を使用した全文記録 ープ等を使用した要点記録 は録
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 0	山﨑 勇喜
	1 1	伊藤 弘子
	1 2	横井 貞夫

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
発 言 者 議長 運営委員長	開会(午前10時05分) ただ今から平成31年第2回総会を開会いたします。本日1名が欠席です。 在任委員18名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則 第6条により総会は成立いたします。初めに私からご報告いたします。 平成30年度市町村農業委員会長・事務局長会議が、2月5日に行われ、 ①平成31年度農業委員会関係予算及び適正な事務実施等について ②農地利用最適化推進活動の推進について ③農地情報公開システムの利活用の促進について ④農業会議の運営について ⑤情報提供活動の推進について ⑥情報提供活動の推進について の件につきまして、協議しました。 次に、運営委員会委員長より報告がございます。 本日の総会前の運営委員会におきまして、 ①春日部市農用地利用集積計画の作成に係る審議について
	②農地法第3条許可申請における申請事由の記載について ③推進委員の公募・地区割りについて ④春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取の内容の一部変更 について ⑤農地転用許可権限に係る指定市町村について ⑥平成30年第8回総会農地法第3条申請番号33番の再審査について の件につきまして、協議しました。 春日部農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取の内容の一部変更に つきましては、市長より1件追加依頼がありましたので、4月の総会で決 定することと決しました。詳細につきましては、総会後の全員協議会でお 示します。
議長	次に農業振興審議会について水口委員より報告がございます。
委員	平成30年度第2回春日部市農業振興審議会が、2月12日に行われ、 ①農用地区域からの除外申出について こちらにつきましては、先ほどの運営委員長からの報告のとおり、農業振 興審議会でも追加議案となりました。 ②農業振興地域の変更に伴う農用地区域からの除外について
	③春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画(27号計画)について ④春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画(27号計画)の定期的

# 委員 な検証について

⑤平成29年度第2回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について ⑥平成30年度第1回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について の件につきまして、協議しました。

### 議長 本日の議題は、

議案第1号「農地法第3条(委員会)について」1議案4件 日程1 日程2 議案第2号「農地法第5条(知事)について」1議案7件 日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」1議案4件 日程4 議案第4号「生産緑地の取得の斡旋について」1議案1件 日程5 議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」1議案 合計、5議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に 署名する委員を指名いたします。それでは議席番号10番山﨑勇喜委員、 11番伊藤弘子委員、12番横井貞夫委員を指名いたします。議事に入る 前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立 して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審 査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者 につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議 規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しく はその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができま せんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前 には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。日程1議 案第1号、「農地法第3条(委員会)について」を議題といたします。申請 番号5番から8番について、事務局より説明を求めます。

#### 事務局

議案第1号「農地法第3条(委員会)について」、農地法第3条の規定による許可申請が4件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号5番について、申請理由は経営規模の拡大です。譲受人は農地所有適格法人です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書は整っております。次に、申請番号6番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号7番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧

事務局

ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号8番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査 委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)

議長

異議なしと認め、異議なしと認め、申請番号5番から7番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号5番から7番について、平成31年2月8日午前9時30分より 農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査 を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正か つ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題 なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に申請番号8番について、担当地区の濵野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号8番について、平成31年2月8日午前9時00分より農業委員と推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番水口健二委員より申 請番号5番から8番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号4番水口健二です。申請番号5番から8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人に関して、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号5番

から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求め

ます。

(全員起立)

議長 起立全員です。議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号

5番から8番を許可と決しました。次に、日程2、議案第2号「農地法第 5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本案につきま しては、議事参与の制限に該当する事案がありますので、申請番号9番と

5番から8番、10番、11番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案に関する委員につきましては農業委員会会議規

則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号5番小川利雄

委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

(休憩) (委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号9番について、事務局よ

り説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第5条(知事)について」農地法第5条の規定による

許可申請が7件あったので、審議を求める。議案書5頁をご覧ください。 申請番号9番について、申請法人は、住宅の建築や不動産の販売を営んで

います。転用計画は、建売住宅を22棟建築するためです。案内図は17 頁、詳細図は18頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。開発

面積は合計で5830.51㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。

農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されて

います。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部

は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。

資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。ま

た、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時 に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、書類審査

の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集団

的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、

申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農

業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求め

ます。

議長

次に議席番号6番髙橋公彦委員より申請番号9番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により許可相当であると決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

質疑等なしと認め、質疑を終結します。それでは、採決にはいります。お 諮りいたします。申請番号9番を原案のとおり許可することに賛成の委員 の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。議案第2号「農地法第5条(知事)について」申請番号9番を許可相当と決しました。よって、申請番号9番を許可相当とし農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

(休憩) (委員入室)

議長

休憩前に引き続き会議を開会します。次に、申請番号5番から8番、10番、11番について、事務局より説明を求めます。

事務局

申請番号5番について、転用計画は、自己用住宅を建築するためで、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。開発面積は404.77㎡です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。詳細図の斜線部分が道路後退敷地になります。その他の道路後退部分は春日部市への寄付となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側・北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、新設コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。ただし、私設排水管までは、春日部市への寄付予定地に排水管を埋設する計画のため、春日部市への所有権移転終了後に工事を施工すること、もしくは許可不要となる工法で施工することが必要です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開

事務局

発行為許可申請が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集団的農 地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請 番号6番について、申請法人は貨物自動車運送事業を営んでいます。転用 計画は、市外の既存の駐車場を解約し、本社のある春日部市に駐車場を新 設するため、この度の申請に至ったものです。案内図は11頁、詳細図は 12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外 につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該 当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道 路は、北側市道に接続しています。資金計画については、自己資金として 残高証明書が添付されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項 につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10へ クタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号7番に ついて、転用計画は、自己用住宅を建築するためで、市街化調整区域に長 期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。開発面積は499. 5㎡です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリー ンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付され ています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の 意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。 被害防除措置として農地との境界部は、RC造及びコンクリートブロック を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化 槽で処理後、私設排水管を北に埋設し排水する計画です。なお、詳細図で お示しのとおり排水管は北側の農地に埋設する計画となっていますが、耕 作に影響がない推進工法で設置するため農地転用許可は不用です。資金計 画については、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書、 通帳の写しが添付されています。添付されています。また、農地転用に係 る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発行為許可申 請が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的 農地が10~クタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申 請番号8番について、申請法人は、不動産業を営んでいます。転用計画は、 建売住宅を15棟建築するためです。案内図は15頁、詳細図は16頁と なります。詳細図で網掛け部分が転用地です。開発面積は合計で4700. 42㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につき ましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当しません。接道 要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリ ートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、 合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。資金計画につ いては、融資資金として融資証明書及び自己資金として残高証明書が添付 されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うた め、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。書類審

事務局

査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集 団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、 申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農 業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求め ます。次に、申請番号10番について、申請法人は、建設資材の販売や残 土運搬業を営んでいます。転用計画は、本社のある春日部市に資材置場及 び駐車場を設置するため、この度の申請に至ったものです。案内図は19 頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用 地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用に ついては、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されてい ます。接続道路は、東側市道に接続しています。資金計画については、自 己資金として残高証明書が添付されています。農地区分は、申請地周辺は 集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。書 類審査をしたところ、既存の駐車場も利用していくとのことで、駐車場4 台分の必要性が明確でないこと及び既存の資材置場を利用することが可能 であり、かつ近年の決算書から事業量等の増加が確認できず資材置場を新 設する必要性が明確でないため、説明資料の提出を求めましたが提出され ませんでした。このため説明書類が整った後で申請することを指導しまし たが、これに対する意思表示はありません。次に、申請番号11番につい て、申請法人は、食費・古物・自動車等の輸出入及び販売を営んでいます。 転用計画は、関東地域で事業を拡大するため、この度の申請に至ったもの です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンを ご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されてい ます。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意 見書が添付されています。接続道路は、西側市道に接続しています。資金 計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。農地区 分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地 と考えられます。書類審査をしたことろ、資材置場に置く車の台数が不明 確であるため、資料の提出を求めましたが提出されませんでした。このた め、書類が整った後で申請することを指導しましたが、これに対する意思 表示はありません。

議長

次に、申請番号5番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号5番について、平成31年2月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見

推進委員

を述べ報告いたします。

議長

次に申請番号7番について、担当地区の濵野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号7番について、平成31年2月8日午前9時より農業委員と推進委員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に議席番号6番髙橋公彦委員より申請番号5番から8番、10番、11 番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号6番髙橋公彦です。申請番号5番について、事前審査の報告をし ます。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意 見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地 法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保さ れていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査 委員4人で合議により許可相当であると決しました。ただし、先ほどの事 務局の説明のとおり春日部市への所有権移転終了後に排水管の工事を施工 すること、もしくは許可不要となる工法で施工することが必要となる旨を 意見書に記載することと決しました。次に、申請番号6番について、事前 審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申 請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地 の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できまし た。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により許可 相当であると決しました。次に、申請番号7番について、事前審査の報告 をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進 委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したとこ ろ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用 が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請について は事前審査委員4人で合議により許可相当であると決しました。次に、申 請番号8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお 示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、雑草や竹が生 い茂り、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な 利用が確保されていることを確認できませんでした。そのため、埼玉県の 審査にあたっては、是正の完了を確認した後に審査することが望ましい旨 の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員4人 委員

で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号10番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、資材置場及び駐車場が必要という本申請の必要性が確認できないため当該申請については、事前審査委員4人で合議により不許可相当であると決しました。次に、申請番号11番について、事前審査の報告をします。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。しかし、先ほどの事務局の説明のとおり、資材置場が必要という本申請の必要性が確認できないため当該申請については、事前審査委員4人で合議により不許可相当であると決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号5番、8番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。また、申請番号10番、11番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、申請番号6番、7番と、5番、8番と、10番、11番を別に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。議事の進行上、申請番号6番、7番を先に審議いた します。申請番号6番、7番について、原案のとおり許可することに賛成 の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。議案第2号「農地法第5条(知事)について」申請番号6番、7番を許可相当と決しました。よって、申請番号6番、7番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号5番、8番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。議案第2号「農地法第5条(知事)について」申請番号5番、8番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。また、8番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、事前審査委員より、申請番号10番、11番については不許可相当と報告がありました。申請番号10番を不許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。申請番号10番は、不許可相当と決しました。次に、申請番号11番を不許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

事務局

推進委員

議長 起立全員です。申請番号11番は、不許可相当と決しました。議案第2号 「農地は第5名(知恵)にのいて、中誌番号10番、11番は、不許可相

「農地法第5条(知事)について」申請番号10番、11番は、不許可相

当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号4番から7番について、事務局より説明を求めます。

議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、租税特別措置法適格者 証明が4件あったので、審議を求める。議案書7頁をご覧ください。まず 初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が 租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受け る場合及び農地の相続税・贈与税納税猶予制度を受けている方が、3年毎 に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要 な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明す るものです。申請番号4番について、案内図は23頁となります。申請理 由は、申請農地を贈与したことにより、贈与税の納税猶予の制度の適用に 関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請 者が経営主で年間従事日数は90日です。次に申請番号5番について、案 内図は24頁となります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、 相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があっ たものです。継続申請です。年間従事日数は300日です。次に、申請番 号6番について、案内図は25頁となります。申請理由は、申請農地を相 続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置 法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従 事日数は150日です。次に、申請番号7番について、案内図は26頁と なります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶 予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。新

議長 次に、申請番号4番、7番について、担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。

規申請です。申請者が経営主で年間従事日数は30日です。

申請番号4番について、平成31年2月12日午前11時より農業委員と 推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、申請地の一 部に農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用

# 推進委員

が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から一部の農地 につきましては問題ありとして意見を述べ報告いたします。次に申請番号 7番について、平成31年2月12日午前11時より農業委員と推進委員 と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で 定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを 確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に、申請番号5番について、担当地区の濵野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号5番について、平成31年2月4日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に、申請番号6番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号6番について、平成31年2月8日午前9時30分より農業委員と推進委員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に議席番号5番小川利雄委員より申請番号4番から7番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号5番小川利雄です。申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地の一部に農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できませんでした。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により該当部分を除いて証明することと決しました。次に、申請番号5番から7番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明書を発行することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 議席番号18番市川です。申請番号4番について質問いたします。農業上 の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できない申請地について、是正の指導はしないのでしょうか。

事務局 ただいまの質問についてお答えします。該当地につきまして、是正指導を 行い、所有者は是正の意志を示しておりますが、是正に時間がかかるため、 該当地を除いて証明いたします。

議長 ほかに発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。事前審査委員より、申請番号4番については申請地の一部に、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったため、該当地を除いて証明すると報告がありましたので、申請番号4番と、5番から7番を別に採決いたします。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認め、採決にはいります。申請番号4番を事前審査委員の報告 のとおり該当地を除いて証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番 号4番について、該当地を除いて証明書を発行することと決しました。次 に、5番から7番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号5番から7番について証明書を発行することと決しました。次に、日程4議案第4号「生産緑地の取得の斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号「生産緑地の取得斡旋について」審議を求める。議案書の10 頁をご覧ください。市長より生産緑地の取得斡旋の依頼がありましたので、 平成30年第11回総会後、全員協議会において会長より生産緑地の取得 の斡旋について、委員の皆様へお願いしたところでございます。また、市 公式ホームページへの掲載を行いましたが本日までに委員による斡旋及び 斡旋希望の問い合わせはありませんでした。よって、市長へ斡旋希望者な 議長 しとして回答してよいかご審議願います。

これより議案第4号について、質疑を求めます。発言のある方は挙手願い 議長 ます。

(なしの声あり)

質疑等なしと認め、質疑を終結します。議案第4号「生産緑地の取得の斡 議長 旋について」は、斡旋希望者がいない旨、市長に報告します。次に、日程 5議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたし ます。事務局より説明を求めます。

議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」議案書の11頁を 事務局 ご覧ください。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員から辞任するこ とについて農業委員会等に関する法律第23条の規定により春日部市農業 委員会の同意を求める。区域番号7番前島委員、南桜井地域です。理由と いたしましては、平成31年1月21日付で、辞任届及び診断書が提出さ れたことによるものです。

議長 お諮りいたします。診断書が提出されたため、質疑を省略したいと思いま すが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認め、採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり 議長 同意することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

起立全員です。よって議案第5号は原案のとおり決定いたしました。次に、 日程6報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」 日程7報告第2号「農地法第4条(届出)について」日程8報告第3号「農 地法第5条(届出)について」日程9報告第4号「農地法第18条(通知) について」日程10報告第5号「農地法第5条の許可の取消について」日 程11報告第6号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書 の12ページから23ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了し ました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次 に、その他でございますが何かありますか。次に、次回日程及び次回事前 審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審 議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、201 9年第2回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時20分から 同会場で開催いたします。(午前11時05分)

議長

	10 / 10
議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。	
平成 年 月 日	
署名者の職・氏名	
議 長 会 長	
農業委員番	
農業委員番	
農業委員番	